

改正

平成25年12月20日条例第23号

平成27年3月24日条例第9号

平成31年3月18日条例第5号

令和元年12月18日条例第18号

志木市市営墓地条例

志木市亭の下市営富士見墓地使用条例（昭和32年志木市条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、志木市市営墓地（以下「墓地」という。）を志木市柏町3丁目に設置する。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の例によるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1）墓所 墓地内で、墳墓を設けるために区画された場所をいう。
- （2）個別収蔵施設 焼骨を個別に保管するための棚を設けて収蔵する施設をいう。
- （3）共同埋蔵施設 共同で焼骨を埋蔵する施設をいう。
- （4）ペット共同埋蔵施設 共同でペット（志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成23年志木市条例第1号）第2条第1号のペットをいう。）の焼骨を埋蔵する施設をいう。

（使用許可等）

第3条 墓所、個別収蔵施設、共同埋蔵施設又はペット共同埋蔵施設（以下「墓所等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 個別収蔵施設の許可に係る使用期間は、当該許可を受けた日から起算して20年とする。

（申込者の資格）

第4条 墓所等（ペット共同埋蔵施設を除く。以下この項において同じ。）の使用の申込みをすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）当該使用の申込みの日において引き続き1年以上市内に住所を有する者であること。
- （2）祭祀(し)を主宰すべき者（個別収蔵施設又は共同埋蔵施設を使用しようとする場合にあっては、満65歳以上の者で、自己の死後にその焼骨の埋蔵又は収蔵をすることを希望する者を含

む。) であること。

(3) 現に墓所等の使用許可を受けていない者であること。

2 ペット共同埋蔵施設の使用の申込みをすることができる者は、市内に住所を有する者とする。

(公募)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、墓所等を使用する者を公募するものとする。ただし、公共事業の実施に伴い、墳墓の移転を要する者に墓所等（ペット共同埋蔵施設を除く。）を使用させる必要があるときは、この限りでない。

(使用予定者の決定)

第6条 市長は、前条本文の規定による公募の結果、使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が使用させるべき墓所等の募集数を超えるときは、申込者のうちから抽選により使用しようとする者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

2 前項の規定により使用予定者を決定するときは、規則で定めるところにより、補欠者を定めるものとする。

3 市長は、前条本文の規定による公募の結果、申込者の数が使用させるべき墓所等の募集数を超えないときは、申込者を使用予定者として決定する。

(使用の手続等)

第7条 墓所等の使用予定者は、市長が別に定める期間内に、規則で定める申請書に市長が別に定める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 市長は、前項本文の規定による申請をした使用予定者が墓所等を使用することができる資格を有すると認めるときは、当該使用予定者に対し、別表第1に定める使用料に係る納入通知書を送付するものとする。

3 前項の納入通知書の送付を受けた使用予定者は、当該納入通知書において指定された期日までに同項の使用料を納付しなければならない。

4 使用予定者がやむを得ない事情により第1項本文に規定する期間内又は前項に規定する期日までにこれらの規定による手続（以下「使用手続」という。）をすることができないときは、市長が別に定める期間内に使用手続をしなければならない。

5 使用予定者が第1項本文若しくは前項に規定する期間内又は第3項に規定する期日までに使用手続をしないときは、その資格を失う。

(許可証の交付)

第8条 市長は、前条第3項の規定による手続を完了した使用予定者を、墓所等の使用の権利を有する者として許可し、規則で定める使用許可証を交付するものとする。

(許可事項の変更の届出)

第9条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可証に係る事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。

(埋蔵又は収蔵の届出)

第10条 使用者は、その許可に係る墓所等に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(工事の届出)

第11条 使用者は、その許可に係る墓所に関する工事を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(墓所の清掃等に係る費用負担)

第12条 使用者は、その許可に係る墓所の清掃及び修繕並びに墓碑その他これに類するものの新設又は改修に係る費用を負担するものとする。

(墓所の使用制限)

第13条 使用者は、その許可に係る墓所を焼骨又は遺品を埋蔵する目的以外に使用してはならない。

(墓所等を使用する権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の地位の承継)

第15条 使用者の死亡その他規則で定める場合において、当該使用者に代わって当該墓所を引き続き使用しようとする当該使用者の相続人又は祖先の祭祀(し)を主宰する者は、当該使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(墓所等の変更等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその許可に係る墓所等を変更させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 墓地の整備のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 墓地の保全又は墓地の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 市は、前項の規定による処分により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の終了等)

第17条 使用者は、墓所又は個別収蔵施設の使用の必要がなくなったときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、個別収蔵施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が経過したときは、使用料を徴収することなく、その焼骨を共同埋蔵施設に埋蔵するものとする。個別収蔵施設の使用許可を受けた者がその使用許可の期間が経過した後に死亡したときも、同様とする。

3 共同埋蔵施設及びペット共同埋蔵施設に埋蔵された焼骨は、返還しない。

(使用許可の取消し)

第18条 市長は、使用者が第22条の管理料を5年間納付しないときは、当該墓所の使用許可を取り消すことができる。

2 市長は、使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したときは、当該使用許可を取り消すことができる。

3 市は、使用者が前2項の規定により墓所等の使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復等)

第19条 使用者は、第17条の規定により墓所又は個別収蔵施設の使用の必要がなくなったとき、又は前条第1項若しくは第2項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該墓所又は個別収蔵施設を原状に回復し、第8条の使用許可証とともにこれを返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定による原状回復をしないときは、自らこれを行い、その費用を当該使用者に負担させることができる。

(地位を承継する者がいないとき等の措置)

第20条 市長は、使用者が死亡し、その地位を承継する者がいないとき、又は第16条第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定により使用許可が取り消された場合に改葬する者がいないときは、市長が別に定める場所に改葬することができる。

(行為の禁止)

第21条 墓地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 市長が指定する場所以外の場所にごみその他の廃棄物を捨て、又は放置すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、墓地の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(管理料)

第22条 使用者は、墓地内の通路その他の共用部分の管理に要する経費として、規則で定めるところにより、別表第2に定める墓所の区分に従い、管理料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、管理料を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び管理料の還付)

第23条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、墓地の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の志木市亭の下市営富士見墓地使用条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可は、施行日以後は、改正後の志木市市営墓地条例の相当規定に基づいて市長がした許可とみなす。
- 3 施行日前にした旧条例の規定による許可に係る管理料（平成22年3月31日までの期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第23号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定により、既に利用の許可を受けている者に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第5号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定により、既に利用の許可を受けている者に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月18日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分		使用料
墓所	区画面積1.95平方メートル	540,000円
	区画面積2.25平方メートル	470,000円
	区画面積3.3平方メートル	690,000円
個別収蔵施設	記名板あり	190,000円
	記名板なし	180,000円
共同埋蔵施設		60,000円
ペット共同埋蔵施設		15,000円

別表第2（第22条関係）

区分	管理料
区画面積1.95平方メートル	2,100円
区画面積2.25平方メートル	2,100円
区画面積3.3平方メートル	3,140円
区画面積5.0平方メートル	5,240円
区画面積6.6平方メートル	6,290円
区画面積19.8平方メートル	20,950円